

食安輸発第0825007号

平成18年8月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

鮫肝油を原料とする「いわゆる健康食品」について

今般、鮫肝油を原料としたと称される「いわゆる健康食品」中のダイオキシン類濃度の調査結果を受け、都道府県等に対し、別添のとおり通知したところです。

については、イタチ鮫肝油、アイ鮫肝油及びその他の鮫肝油を使用したいわゆる健康食品の輸入届出があった場合には、輸入者に対し、通関後にダイオキシン類濃度の測定等所要の措置を講じるよう指導方お願いします。

写

食安監発第0825004号

平成18年8月25日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

鮫肝油を原料とする「いわゆる健康食品」について

今般、国立医薬品食品衛生研究所において、鮫肝油を原料としたと称される「いわゆる健康食品」中のダイオキシン類濃度を測定したところ、別紙のとおり5品目中1品目において高濃度のダイオキシン類が含まれるとの報告がなされました。

現時点において、ダイオキシン類が高濃度となる原因は特定できませんが、測定した製品を表示に従って継続的に摂取した場合、ダイオキシン類対策特別措置法に定める耐容一日摂取量を超過することから、当該製品を取り扱う販売者に対し、当該製品の販売を中止するよう指導したところです。

については、貴管下のイタチ鮫肝油、アイ鮫肝油及びその他の鮫肝油を使用した製品を製造、販売等する事業者に対し、自社製品についてダイオキシン類濃度の測定等所要の措置を講じるよう指導方お願いします。

なお、本件に係るQ&Aを別添のとおり作成し、関係業界団体に対し、これを送付していますが、貴職におかれても貴管下事業者への周知徹底方よろしくをお願いします。

鮫肝油を原材料とする製品のダイオキシン類濃度等

商品名	品目数	検出値 (pg-TEQ/g)	表示に従った場合の 摂取量 (pg-TEQ/day)
イナバエキスタイガーシヤーク	1	平均値 370 (250～510)	平均値 1200 (800～1600)
上記製品以外の鮫肝油 製品 (アイ鮫肝油)	4	0.16 ～ 3.3	0.24 ～ 10

(別添)

サプライズ社が販売するイタチ鮫肝油製品について

Q1. ダイオキシン類とは何ですか。

A1. 一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼ばれています。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、またはダイオキシン様 PCB とも呼ばれている)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼ばれています。

平成 11 年7月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCBを含めてダイオキシン類(以下、「ダイオキシン類」という。)と定義されています。

ダイオキシン類のうち毒性があるとみなされているのは29種類です。

Q2. 耐容一日摂取量とは何ですか。

A2. 耐容一日摂取量(TDI)は、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値であり、長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たりの 1 日での摂取量のことです。一時的にこの値を多少超過して摂取されたとしても健康を損なうというものではありません。

我が国では、科学的知見をもとに、平成 11 年6月に4pg-TEQと設定されています。

Q3. ダイオキシン類の耐容一日摂取量を超えたサプライズ社の製品を摂取しても大丈夫ですか。

A3. 鮫肝油中のダイオキシン類濃度を測定した結果、1製品から当該製品で示される摂取方法で、ダイオキシン類対策特別措置法において規定する耐容一日摂取量(TDI: 4pg/kg/day)を超えるダイオキシン類濃度を検出したことから、当該製品の販売者に対し、製品の販売中止及び回収を指導しました。

この耐受一日摂取量は、Q2にも記載しましたとおり、人が一生涯摂取した場合に健康に影響を及ぼさない一日当たりの摂取量であり、かつ、販売等行った数量より当該食品の摂取は一時的であると考えられますので、特段の健康影響を生ずることはないと思われます。

Q4. 国は問題となった製品に対してどのような措置を行ったのですか。

A4. 問題となった製品を販売するサプライズに対して、当該製品の販売を中止するとともに、これまでに販売された製品を回収するよう指導しました。これに対して、販売者からは販売を中止するとともに、販売先に連絡をとり、回収するとの報告を受けています。また、製造所を管轄する自治体は、製造所に立ち入り、当該製品の販売の中止を指導するとともに、製造工程等の確認を行うこととしています。

Q5. 製品の検査の結果はどのようでしたか。

A5. 下表のとおり国立医薬品食品衛生研究所においてダイオキシン類濃度を測定した鮫肝油製品5品目のうち、1品目からダイオキシン類対策特別措置法において規定された耐受一日摂取量を超えるダイオキシン類が検出されました。

	品目数	検出値 (pg-TEQ/g)	表示に従った場合の1日摂取量 (pg-TEQ/day)
イタチ鮫エキスタイガーシャーク	1	平均値 370(250～510)	平均値 1200(800～1600)
上記製品以外の鮫肝油製品(アイ鮫肝油)	4	0.16 ～ 3.3	0.24 ～ 10

なお、食品中のダイオキシン類の実態調査については、厚生労働科学研究費を用いて国立医薬品食品衛生研究所において実施され、その研究結果については、以下の URL で公表されていますが、鮫肝油については、これまで検査はなされていません。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dioxin/index.html>

Q6. 問題となった製品以外の製品は大丈夫ですか。

A6. ダイオキシン類の濃度を測定した鮫肝油5品目のうち、ダイオキシン類対策特別措置法において規定された耐容一日摂取量を超えるダイオキシン類が検出されたのは、サプリーズの「イタチ鮫エキスタイガーシャーク」のみです。

Q7. 今後の国の対応は。

A7. 食品衛生法第3条において、食品関係事業者(製造業者、販売業者等)は、自ら販売する食品の安全性を確保する必要があることが規定されており、各事業者においては、自らの責任において、製品の安全性について確認していただく必要があります。そのため、例えば錠剤、カプセル状等の成分が濃縮された形状の食品について一定の安全性を確保するため、厚生労働省では、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」(平成17年2月1日)を通知し、安全確保について事業者の自主的な取組みを促しているところです。

厚生労働省としては、引き続き健康食品等について、ダイオキシン類の汚染状況調査を行うとともに、鮫肝油を含む製品の安全性等について、国民に対し適切な情報を広く提供していくこととしています。

消費者におかれましても、多種多様な食品の中から自らのライフスタイルや健康状態に合わせて製品を慎重に選んでいただくことが重要です。